

第4回佐伯市長期総合教育計画審議会 会議録（要旨）

- 1 日 時 令和5年2月1日（水）10：00～11：30
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 3F 市民多目的ホール
- 3 出席者 委 員
板倉慎二、川野典子、森竹啓介、宮崎正豊、冨尾久信、植木優子、
大竹育代、日高智美、川野敦子、清家隆仁、神田芳、松浦千登勢、
高司俊彦、曾宮康生、佐藤純子、小嶋眞二、井原伸一郎、飛弾芳一、
神崎郁也、末永健二 以上20名（22名中）
事務局
渡邊部長、久々宮教育総務課長、石井学校教育課長、宮田社会教育課長、
川野体育保健課長 以上5名
他 関係課担当職員（7名）

4 要旨

1. 開会	
教育部長	皆様こんにちは。本日、議事に入るまでの進行を務めます教育部長の渡邊です。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから、第4回佐伯市長期総合教育計画審議会を開催いたします。会議は、お手元の次第に沿って進行し、2時間を予定しておりますが、次第でもありますように、答申までいたしますので、本日の審議会が、最後となる予定です。審議に時間を要した場合は、審議会を延長する場合がございます。ご了承ください。また、会議録作成のため、録音をしておりますので、発言の際にはマイクをご使用ください。ご協力をお願いいたします。それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。
2. 会長挨拶	
会長	こんにちは。早朝の車の気温計が零下を示すような寒い日が続いておりますが、今日も寒い中、皆様お集まりいただき、大変ありがとうございます。先ほどの部長のお言葉にもありましたように、本日、答申を教育委員会にお返しすることになります。それで、前回の審議会後にパブリックコメントや各方面からのご意見いただいています。その内容をどのように反映させながら、答申を練り上げていけるのかといった報告や協議が中心になろうかと思えます。限られた時間ではありますが、皆様方からのご意見ご質問等たくさん出し合いながら、良い答申案に練り上げていけたらと思います。本日は精いっぱい進行を務めさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

3. 出席者の確認	
教育部長	会長ありがとうございました。それでは本日の出席者について、事務局から報告いたします。
教育総務課長	改めましてこんにちは。教育総務課長の久々宮です。本日は、審議会委員 22 名のうち、出席者は 20 名、欠席者は 2 名となっております。出席者が過半数を超えておりますので、本審議会の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。出席者の紹介につきましては、配席表をもって代えさせていただきます。事務局職員は、部長、各課長その他会議運営補助の職員が参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。それから、本日の会議資料を送付させていただいた後に修正がございましたので、本日、机の上に「第 4 回佐伯市長期総合教育計画審議会（2 月 1 日）修正一覧」ということで配布させていただいています。修正については、後ほど審議のほうでも出てくるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
4. 議事（1）経過報告について	
教育部長	それではこれより本日の議事に入りたいと思います。ここからの進行は、審議会会長の森竹会長にお願いいたします。
会長	それではよろしくお願いいたします。前もって送られてきました審議会のレジュメの表紙裏面に次第がございますので、この次第に沿って進めさせていただきたいと思います。次第 4 議事に入りたいと思います。(1) 経過報告について、前回の 11 月に開催しました第 3 回審議会から現在までの経過と提出された意見等について事務局から報告をお願いします。
教育総務課長	それでは座って説明させていただきます。次第の右側のページをご覧ください。第 3 回審議会では、計画の素案が確定いたしましたので、その素案をもって、12 月 20 日に議会（教育民生常任委員会）で素案の報告を行っております。それから、同月 22 日に教育委員会で素案の報告を行っております。その翌日の 12 月 23 日から 1 月 23 日まで、パブリックコメントを実施しております。それから、年が明けまして、1 月 24 日に、教育委員会のほうでそれぞれいただいた意見等の報告をしております。この経過をもって、出されたご意見としましては、議会のほうから、10 件のご意見をいただいております。それから教育委員会からは 7 件、パブリックコメントでは 11 件、合計 28 件のご意見をいただいております。経過報告については以上です。
会長	ありがとうございました。 ただいま経過報告について何かご質問等ございますか。

委員	(質問等なし)
4. 議事(2) 答申案について	
会長	それでは、議事(2) 答申案についての審議に入りたいと思います。前回の審議会で各部会からの報告を受け、委員の皆様からご意見いただきました。そのときの修正を加えた素案でこの計画の内容もほぼ固まってきたのではないかと思います。その後、先ほど報告がありましたが議会、教育委員会で素案を報告し、意見をいただき、またパブリックコメントで市民の皆様のご意見もいただいております。そこで議会、委員会、パブリックコメントからの意見に対して各部会として、計画への反映についてどのように考えることができるかといったことをそれぞれ報告いただきたいと思いますところですが、事務局のほうからパブコメが1月23日までであったということで、非常に期間が短いことから、各自、部会の事務局のほうで検討した内容をまず報告説明させていただきたいと伺っておりますので、それぞれの部会事務局から報告説明をお願いするという形でよろしいですか。それでは資料は、「議会(教育民生常任委員会)、教育委員会、パブリックコメントの意見等に対する考え方」という別紙1を使われると聞いております。一旦、各部会事務局からの報告をいただいて、まとめた質疑協議としたいと思っております。まず学校教育部会の事務局、学校教育課からお願いします。
学校教育課長	学校教育課長の石井です。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、別紙1の「議会(教育民生常任委員会)、教育委員会、パブリックコメントの意見に対する考え方」の1ページからご説明をさせていただきます。重点施策2の「子どもの居場所づくりの推進」の目標指標の目標値が、現状値より高くなるほうが良いことなのかという意見をパブリックコメントでいただいております。これにつきましては、学校内外の機関等で相談指導を受けている児童生徒の割合というのが、これまでの目標指標の設定でした。質問意見等の概要について、恐らく考え方としてこれが全ての児童生徒を指すのか、不登校の児童生徒を指すのかというところが分かりにくかったのだらうなと思いました。そこで、目標指標を「長期不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等による専門的な相談指導を受けた児童生徒の割合」という形で、「不登校の児童生徒のうち」と限定をさせていただくことで、この関係機関との連携がきちんとなされることが、数値として目標指標にさせていただくことで鮮明になるかなというふうに考えて、そのような形で修正をさせていただいています。これが1点目です。続いて別紙1の二つ目ですが、22ページに小規模校の存続を図るための学校選択制度について積極的に取り組むことが特色

ある学校づくりにつながっていくのではないかとすることをパブリックコメントの意見としていただいています。これについては、素案 22 ページのこれからの基本方向で、「子どもの人数に応じた学校の適正規模の検討を進めます」と主な取組の中で、「学校の統廃合を含めた適正規模での運営の検討」や、「小規模校の存続を図るための学校選択制度の検討」を入れています。したがって、考え方としては、現在小規模校の存続も含めた学校の適正規模や適正配置の在り方について、教育問題検討協議会での諮問検討を行い、先般、答申をいただいたところであります。その中で学校選択制度についても検討していただいておりますので、今回この答申を受けて、教育委員会として方針を出すということでご理解をいただきたいと思います。次に 3 点目は、29 ページになります。質問意見の概要につきましては本物の芸術に触れる機会が重要だと考えるが、どのような取組で進めていくのかというご意見であります。これについては、29 ページで修正、加筆をさせていただいております。主な取組の「(2) 豊かな体験活動の推進」の中に②を設けて、「本物の芸術等に触れる場の提供」として、関係機関と連携した演劇やクラシックコンサートの巡回公演事業等の積極的な活用を通して、子どもたちが本物の芸術に触れる機会を作っていきたいと思っています。続きまして 33 ページに移ります。菌ちゃん野菜づくりや弁当の日などの食育活動を記載してもよいのではないかと教育委員会から意見をいただきました。これにつきましては、弁当の日の取組は既に全ての小中学校の教育課程に位置づけられておりまして、定着した取組となっています。引き続き、取組の充実を目指していきたいと考えております。また、今後の取組の推進として、今回、教育ファームという取組を記載しています。菌ちゃん野菜づくりの取組につきましても、教育ファームの中で実施したいと考えております。したがって素案の 33 ページに「小中学校の食に関する指導の全体計画、年間指導計画に、弁当の日の取組を位置づけるとともに、取組の充実を図る」ということを加筆させていただきました。続いて、39 ページです。

表現教育、ミュージカル、アートスポーツなど、自分の得意な分野を開花させて、自己肯定感の低さを良い方向に結びつけるようなことを記載してはどうかと委員会のほうからご意見をいただきましたので、これにつきましては、この 39 ページ「生徒指導の充実」の中の、41 ページをご覧ください。

主な取組の「(1) 自己肯定感を高める取組」の③として、「表現する場の機会の保障による自己肯定感の育成」という項目を設けました。この中

	で「学校内外で児童生徒が表現する様々な場を提供し、表現活動する喜びや充実感、達成感を味わう体験を重ねることを通した自己肯定感の育成」という項目を入れさせていただきながら、自己肯定感の育成を図っていきたいと考えているところです。続きまして 47 ページです。 ここでいただきましたご質問につきましては、別紙 1 で外国の子どもたちが日本に早くなじみ日本の子どもたちが外国の文化等を学べるような仕組みを記載できないかということでしたので、回答欄のほうには、外国籍の子どもたちの日本語教育につきましては、県事業等を活用し、語学や文化の習得に向けた取組を行っていきます。また子どもたちが外国文化を学ぶ機会の提供としては記載のとおり A P U 国際学生との交流を拡充したいと考えております。47 ページのこれからの基本方向が、従来は 3 点でしたが、4 点目を加えて、「外国籍の子どもたちの日本語教育の機会提供に取り組めます」を入れております。また、主な取組の 4 点目として、「外国籍の子どもたちの日本語教育の機会提供」という形で、県教育委員会等の関係機関と連携した指導の体制整備及び指導者の確保というところについて記載をしています。学校教育部会の最後は 52 ページです。小中一貫小中連携教育の推進について、大規模校でも推進するよう全市的に取り組むべきではないかというパブリックコメントをいただきました。これにつきましては、小中一貫小中連携教育については、現在大規模校も含めて、全市的な取組を進めています。取組により、小中間の接続を滑らかにして、継続性のある学力体力向上の取組を進めているところですが、課題も多くありますので、そこにつきましては今後大規模校での小中連携の取組を積極的に進めていきたいと考えているところでございます。以上です。
会長	ありがとうございます。まとめてということでしたので、次は社会教育部会事務局社会教育課からお願いします。
社会教育課長	社会教育課、宮田です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。 社会教育課はまず、12 ページになります。教育委員の方から子どもたちが宇宙港の必要性や有用性を知ってもらうのが重要ではないかという意見をいただきました。社会教育課としては、宇宙港の必要性や有用性の知る機会をつくることは重要であると考えており、具体的な事業内容につきましては、生涯学習の年次計画のほうで盛り込むように考えております。続きまして、同じところですが 13 ページの主な取組の「(5) の地区公民館図書の実施」とあるが、図書購入費の予算は、確保しているのかというパブコメをいただきました。地区公民館図書の実施の具体的な

方策につきましては、三浦造船佐伯図書館及び県立図書館との連携により、充実を図っていきたいと考えております。今以上佐伯図書館（移動図書館）が地区公民館の図書館に出向いて本をどんどん、借りていただくような方策を考えております。続きまして、15 ページになります。地域の文化財や文化を子どもたちに知ってもらうことが重要ではないかということですが、子どもたちへ地域の文化財、伝統文化を伝え、郷土愛を育むことは重要であると考えており、計画では、学校や地域と連携し、地域の文化財、伝統文化を教材とした出前授業等の実施による子ども学芸員の育成を図るように考えております。

続きまして 15 ページから 18 ページ、高齢化、人口減少が進み、各家庭に眠る文化財及び貴重な写真など、貴重な資料の喪失が一気に進むことが推測される。貴重な資料の保存にしっかり取り組むべきではないかというパブコメをいただいております。社会教育課としましては、地域に眠る古文書については、所在把握を行っており、さらに、古家の解体、土蔵の整理等により、昔の貴重な資料が発見され、寄贈等について数多くの問い合わせがあります。その都度、相談訪問し、現在対応を行っております。同じところですが人工林の主伐期を迎え、それに乗じて地域にある大木が、伐採される事例があるため、次世代に残していくべき地域の財産と言える樹木はしっかりと天然記念物として保存を進めていくべきではないかというパブコメにつきましては、地域に残る大木について申出があれば調査把握を行い、学術的価値を判断していきたいと考えております。続きまして、平和祈念館やわらぎと鶴見の丹賀砲台及び鶴御崎の戦跡、蒲江の仙崎の砲台跡は観光課と連携し活用を進めてほしい。また、丹賀砲台跡については、大分県指定の文化財を目指すことはできないかというパブコメにつきましては、鶴見の丹賀砲台、蒲江の仙崎の砲台跡等については市の史跡として指定されており、観光課と連携し、協議したいと考えております。丹賀砲台跡の県指定についても、今後、県の文化課と協議を行ってまいります。続きまして子どもたちが、中学校を卒業するまでに、社会教育施設の全てを見学するようにしてほしいというパブコメにつきましては、子どもたちが地域の歴史文化を学び、体験することは大変重要であると考えており、今後、学校教育課と協議しながら、対応してまいりたいと思っているところでございます。かなり飛んで 70 ページになりますが、グリーンプラザでも、教育ネットワークの充実が図れるような内容を記載してはどうかという教育委員からの意見につきましては、教育ネットワークとは、中学校区を単位として、学校関係者、保護者、地域住民、関係団体等が緩やかなネットワークを

	形成することにより、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り支援するための仕組みですので、グリーンプラザに通う子どもたちも、地域に住む子どもたちであります。見守り支援をする対象に当然なっているところですので、そのことから今回の計画にグリーンプラザを明記することはしませんが、今後どのような支援ができるかということにつきましては、学校教育課と協議してまいりたいと思っております。以上で社会教育課を終わります。
会長	ありがとうございます。 それでは、続きまして、保健体育部会事務局、体育保健課からお願いします。
体育保健課長	体育保健課長の川野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、座って説明をさせていただきます。資料につきましては、別紙 1 の 8 ページからになります。まず、素案の 10 ページです。重点施策 3 の「望ましい食生活と食習慣を身につけ、自らの健康を管理することのできる子どもの育成」についてですが、3 点ほどご意見をいただいております。まず 1 点目ですが、これからの基本方向と主な取組の「(1) 食育の推進」については、主に給食のことを記載していると。他の食育への取組は記載していないのか。記載しないのであれば、給食の充実などに変更してはどうかといったご意見をパブリックコメントでいただいております。この部分につきましては内容がかなり変わっておりますので、9 ページのほうに別添の修正案をつけさせていただいておりますが、この事前に配付させていただいたものに若干修正が入っておりますので、別とじて、9・10 ページの修正案という紙がお手元にあるかと思います。そちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。9 ページの下段の別添修正案でございます。まず現状と課題の部分ですが、語句を追加させていただいております。次にこれからの基本方向ですが、当初の計画では「食育を推進します」だけでしたが、「学校給食を活用した食育を推進します」に変更しております。あわせて (2) で二つ目の基本方向として、「学校給食の充実を図ります」を追加させていただいております。主な取組につきましても「学校給食を活用した食育の推進」に変更させていただき、新たに (2) で、「学校栄養職員による食育の充実」という項目を追加させていただいております。具体的には、学校給食に積極的に佐伯産食材を活用することにより、教育と地場産業振興の両面から地産地消の推進を図りますということで修正をさせていただいております。続きまして 10 ページになります。「児童生徒の心身の健全な発達を図るため、安全安心な食材である、有機食材の積極的な活用を推進

します。」ここまでの文書を追加させていただいております。これにあわせまして、今回は主な取組（１）だけでしたが、修正をしております。次に 11 ページです。目標指標に新たに「栄養教諭を活用した食育授業の実施時数」という目標指標を追加させていただいております。

現状値では令和 3 年度で 107 時間を令和 9 年度の目標として 150 時間に設定しております。こちらに伴いまして、出典の部分についても、追加させていただいておるところでございます。それでは別添 1 に戻っていただいて 8 ページになります。

10 ページの部分の質問事項の 2 点目でございます。目標指標が「地場産物の使用割合」となっているが、地場産物を使用すると原価率が上がるのではないかといったご意見を議会のほうからいただいております。こちらについてですが、地場産品の活用推進により、学校給食費会計を圧迫しないよう、令和 5 年度につきましては、公費で行っている地場産品活用推進事業の予算を増額して対応する予定でございますので、給食費にはね返ってくるといった部分はございませんと説明をさせていただいております。次に 10 ページの 3 点目ですが、目標指標が先ほど言いました「地場産物の使用割合」となっているが、オーガニック給食というテーマでとらえてよいのかといったご意見を議会のほうからいただいております。こちらについても、指標はあくまでも佐伯産食材の使用割合を目標としておりますので、中には佐伯産有機食材も当然含まれていますが、全てがオーガニック食材という部分ではございませんので、あくまでも佐伯産食材ということで回答させていただきました。続きまして素案の 20 ページになります。重点目標の 6 の「ライフステージに応じたスポーツの推進」でございます。こちらについて 1 点質問を受けているところであります。主な取組「（２）体育施設の効率的、効果的な活用の促進」について、施設の予約状況と利用状況を一般の方に分かりやすく見える化することはできないか。また、総合運動公園のホームページを現代的なものにリニューアルし、イメージアップできないかということをおきましてご意見をいただいております。こちらについて、現在ホームページにつきましては、指定管理者が管理をしております、内容を見ると親しみやすい内容で、工夫されていると思われませんが、残念ながらご指摘のとおり、施設の予約状況や利用状況が、現時点では掲載できておりませんので、今後、指定管理者と協議しまして、ホームページで予約状況等が把握できるように作業を進めていきたいと考えているところでございます。最後になりますが、63 ページになります。

	基本目標 2 の「5 安全安心な学校給食の提供と効率的な学校給食運営」について 1 点ご質問を受けております。質問内容は、学校給食費の公会計化や、無償化などの項目を記載してはどうかというご質問を議会のほうからいただいております。 こちらについて、当課で検討しましたが、公会計化については、現在進めていますので、この部分は掲載させていただこうと、修正をかけております。無償化については、現時点では実施する予定ございませんので記載はしておりません。具体的に説明しますと、資料の 10 ページの下段からになります。素案について 63 ページです。まず現状の課題につきましては、1 番下の文章表現を修正しております。次に主な取組の「(2) 効率的な学校給食の運営」の中に給食会計の公会計化といった部分を追加し、それに合わせて、ほかにも訂正しております。以上、体育保健部会に係る修正の部分についてのご説明を終わらせていただきます。
会長	ありがとうございます。 それでは、教育行政部会事務局教育総務課からお願いします。
教育総務課長	教育総務部会です。私のほうから座って説明させていただきたいと思えます。全体的な議会への説明は私のほうからさせていただきましたので、教育総務課に対しては、8 項目出ております。そのうちの 6 点が議会ということで、議会の報告の際にやりとりした関係を載せさせていただいております。まず 1 点目の全体目標の「持続可能な教育の創造」の部分で、「持続可能な」という部分が、具体的には、どの部分を指すのか分かりにくいというところで質問を受けております。最近は「SDGs」とか、いわゆる「サステイナブル」、「持続可能な」という部分の言葉が使われることが多くなりましたが、一般的には、「持続可能な」といった場合は、社会にかかるというふうな言葉ですが、今回については、そういった持続可能な社会の担い手をつくるなど、佐伯を支える人材の育成や社会情勢が変わる中で、教職員の確保等についても非常にいろいろな問題がございます。そうした教育の体制の維持や、豊かな環境を整備することにより、これからもずっと佐伯の教育は変わらず続けていくといった部分に「持続可能な」がかかっていますよというところで説明しております。これはあくまでも目標ですので、余り細かくは記載しておりませんということで了解いただいております。それから、3 ページ目の重点目標と基本目標の考え方はどのようなものかというところで、議会から質問をいただいております。これは、この後期計画を策定するに当たって 1 番メインのところ、これまでの 2017 のまなびプランでは、七つの目標に沿って取り組んでまいりましたが、後期においては、その中

から引き上げたものや新たな施策を重点目標として、その下に基本目標六つを定めて実施いたしますというところで説明しております。この点についても、変更はございません。それから別紙 1 の 12 ページです。これにつきましては、素案の 61 ページに、廃校施設の整理ということで、利活用計画のない廃校施設の解体という記載がありますが、廃校施設については、利活用計画のない廃校施設の解体について、一概に利用できない廃校施設としてとらえるのではなく、市の各部局と協議検討し、有効利活用を推進し、地域住民の理解を得ていく必要があるのではないかとということをパブリックコメントでいただいています。この回答としましては、廃校施設については、庁内全部局で構成する、公共施設等総合管理計画推進委員会を中心に、耐震基準が古い施設は順次解体し、新耐震基準を満たし、かつ地区や団体等の利用等の制約がなくなった施設から、学校用途以外の公共的公益的な利活用を検討し、次に民間事業への譲渡又は貸付けを進めていきますとしています。教育総務課でも、廃校施設は 20 校ぐらい抱えております。この耐震基準につきましては、一般的には、昭和 56 年度に耐震基準が新しくなりましたので、昭和 56 年以前のを旧耐震、56 年以降の建設を新耐震基準という言い回しをします。現存する昭和 56 年以前に建設した学校につきましては、全ての学校において平成 27 年度までに耐震補強しておりますので、その点については問題ないのですが、基本的には旧耐震の施設については取壊しをするという形になっておりますが、なかなか一概に全てを解体できるような状況にありませんので、それについては順次解体していくとしています。

また、耐震基準を満たした施設で団体利用するなど、そういったところについては積極的に貸付けを進めますよという記載しております。

それから次の目標値の根拠は何かというところで、これについては、答申案の 2 ページ目をご覧ください。素案の段階では、2 ページ目の「4 計画の目標」だけでしたが、こうした目標値の根拠は何かというところがございましたので、新たに「5 目標指標と目標値」という項目を頭出ししまして、各施策の目標指標・目標値は、平成 28 年度に策定したまなびプラン 2017 や、教育県大分創造プラン、その他の計画を参考にし、各施策に関連するものを目標指標・目標値としていますというところで、根拠を示しております。これに伴って 3 ページ目のこれまで計画の体系の数字が 5 でしたが繰り下がって「6 計画の体系」という形になっております。それから、教育委員会からの意見で、子どもを取り巻く環境の中でも、家庭が重要であるため、文章中に、家庭という言葉に記載しては

	どうかという意見をいただいております。これまでもずっと合併 20 年以降、学校・家庭・地域の協働により、よりよい環境づくりに取り組むというところで、改めて読み返してみると、結構家庭の部分の表記もあるのではないかとということで、この部分については、特に見直しを行わないという形にしております。 それから、人口減少が進む中、優秀な人材は外に出ていき、地元に残ることが少ないが、計画におけるバランスはどのようなものかということとを議会から意見をいただいております。これについては、ふるさと佐伯を愛し佐伯に住んでいなくても、外から佐伯を支える人材の育成にも取り組んでいくこととしていますということで、仮に佐伯に住んでいなくても佐伯を思う気持ちがあれば、ふるさと納税などそういった形で反映できますし、基本的に義務教育まできっちり佐伯のよさを伝えていくなどで人材を育成していこうと議会に説明しております。 それから、次に計画の中に 70 から 80 ある課題解決に向けて取組方はどのようなものかと議会からご質問いただいております。平成 20 年度に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況において点検評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられましたというところで、毎年教育委員会では年度の振り返りをして、内部点検評価と、外部委員を交えた点検評価を実施しております。そういった形で毎年度毎年度、計画のチェックと見直しをしておりますので、今後についてはこの後期計画の策定プランが指標となって、毎年度、計画をチェックしていきますということで報告しております。 最後に、13 ページの教育は理論だけでなく、体験が重要であると考えているが、計画ではどのような考え方かということでこれも議会から質問いただいております。教育には体験も重要な要素と認識しており、地域の中での体験など、学校と社会教育が連携し、実践的体験的な教育を進めていきたいと考えていますということを議会でお答えをしております。以上です。
会長	ありがとうございました。 それでは今、各部会事務局からの報告説明のありました「議会（教育民生常任委員会）、教育委員会、パブリックコメントの意見等に対する考え方」について、皆様方からのご意見ご質問等をいただきたいと思いますのですが、まず、別紙 1 の 1 ページから 8 ページの学校教育と社会教育のところまでについて、何かご質問ご意見等ございますか。

学校教育課長	学校教育課長の石井でございます。補足をさせていただきたい点がござい ます。お手元の別紙 1 の 2 ページの 39 ページになりますけども、表 現教育ミュージカルアーツスポーツなど自分が得意な分野を開花させて 自己肯定感の低さを良い方向に結びつけるようなことを記載してはどう かということで、先ほど修正させていただいた点をご説明させていただ きましたが、ちょっと別紙 2 のほうで確認をさせていただきたい点があ ります。別紙 2 の 5 ページをあけてください。前回までの資料の中には、 1 番右側にありますが、児童生徒の「自己指導能力」を育成していくこ とが大切だすってという表現を使わせていただいていた。今回のパブ コメ等の意見に対して考える中で「自己肯定感」という言葉のほうが一 般的なのだろうと思いました。学校教育の現場の中では「自己指導能力」 という言葉が、学習指導要領等でも出てきていますので、それは使わせ ていただいています。が、「自己肯定感」が低いとか高いとかの表現がよく 一般的に用いられて子どもたちを育成していくことが大事だというよう なところの表現が出てくることがありますので、「自己指導能力」という 言葉を、全て「自己肯定感」という表現に変えさせていただいて「自己 肯定感を高める取組の充実を図る」というような形で表現を修正してい ます。
会長	今、使っている言葉をより皆様に分かりやすい形に変えていったという 説明も含めて、ご意見等ございませんか。よろしいですか。 では、一旦進めさせていただいて、続いて別紙 1 の保健体育部会の事務 局から報告あったところから、教育総務部会の事務局の報告がありまし たところ、8 ページから 13 ページについて、ご質問ご意見等あればどう ぞ。
飛弾委員	答申案の 10 ページです。食育の推進のところでございます。 文言の訂正というか変更をしたほうがいいのではないかなというところ で「(2) 学校栄養教諭による食育の充実」というのを書いておりますが、 正式名称は、栄養教諭でございます。佐伯市内には現在栄養教諭と学校 栄養職員という二つの職種で給食をつくっております。学校栄養教諭と 書くとその二つの職種が混在しているようにありますので、もし、両方 を指すのであれば、「栄養教諭等による食育の充実」のほうが、ふさわし いのではないかなと思います。新たな目標の目標指標の栄養教諭を活用 した食育授業については、栄養教諭が授業をできますので、このままで 結構だと思います。
体育保健課長	体育保健課長の川野です。ご指摘ありがとうございます。 学校栄養教諭を栄養教諭にしたほうがいいのではというご意見ですが、

	私も勉強不足でまだ確認とれておりませんので、再度私のほうでまた確認し、統一したほうがいい部分を反映させていただきたいと思っております。
板倉委員	佐伯教育事務所の板倉です。今の点について関連して意見を言わしていただければと思います。具体的には、今日いただいた修正一覧について、飛弾校長のほうからご指摘があった目標指標のところですが、ここに新たに「栄養教諭を活用した食育授業の実施時数」ということで、新たな指標が設定されています。重点目標の中の一つですので、こういった指標が入ることは非常に大切なことだと思いますが、県のほうで配置している職員数にも関係しますので、意見を言わしていただきますと、今年度、当初7施設あった給食センターが年度途中で6センターになりました。来年は5センターになると聞いておりますし、市の総合計画の中では4センターに最終的には整理するという方針を出していたと思います。そうすると、施設が減ることによって当然職員数も減ってまいります。今年度4名いる栄養教諭のほうも当然、減っていく可能性がありますので、そうしたことを考えたときに、この150時間という目標値が適切なのか、可能なのかということが1点。それから、先ほど飛弾校長のほうから栄養教諭が当然授業の中心ということで話がありましたけれども、今後は5人いる学校栄養職員にも協力してもらう必要が出てくるのかもしれない。そういった状況が想定されるのであれば、栄養教諭ではなくて栄養教諭等とかに変えておくのがよろしいのではないかなと思います。 また、この目標を達成していくためには、栄養教諭や栄養職員たちが給食センターの業務とは別に学校に出かけていけるような環境を整理していくそういった対応も必要となってきますので、教育事務所と相談させていただければなと思っております。以上です。
会長	ありがとうございます。今、新しい状況等もご説明いただいた中で、この後、若干の協議をしていくような感じになろうかと思いますが、学校栄養職員の方々にもご協力いただくのであれば「等」という言葉で表現するといったことついて、皆様方は、何かつけ加えのご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、修正を恐らく必要とするのではないかというご意見だと思いますので、この後、若干時間をとってご協議いただきたいと思いますと思っております。そのほかの点について何かご意見ご質問等ございますか。それでは、先ほどの件につきまして、再度検討する必要があるだろうというところになったかと思えます。これについては事務局のほうでまた時間をとっていただいて再提案をしていただくような

	形になろうかと思えます。それでは、そのほかご意見等ございませんよう にありましたら、別紙２のほうに入りたいと思いますがよろしいです か。それでは事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	はい、教育総務課の久々宮です。私のほうから、横長の別紙２の説明を させていただきます。この表の中の１番左側に括弧で「再」と書いたも のは、先ほど別紙１で各課から説明しましたので、「再」以外のものにつ いて説明をさせていただきます。まず、１ページ目を開いたときに、「２ 計画の特徴」の４行目、「さらに多岐にわたる教育分野の計画の改定を円 滑に進めるため」となっていますが、その「改訂」を「策定」と変更 し、新たな気持ちで定めるということで「策定」に変更しております。 次に「３計画の体系」について、「オーガニックシティさいき」というこ とを市は進めています、この「オーガニックシティ佐伯」の「佐伯」 が漢字表記だったのですが、第２次総合計画との調整を図る中で、「佐 伯」については平仮名ということで、文章中に出てくる「オーガニック シティ佐伯」は全部平仮名に変更しております。続いて、別紙２の２ペ ージ目をご覧ください。答申案８ページの「子どもの居場所づくりの推 進」の現状と課題の一行目に「核家族化や地域の関わり」となっていま したが、「地域との関わり」に修正しております。 それから、３ページ目の下段、答申案の１２ページの「共生社会の形成を 担う人材の育成と夢を抱く青少年の育成」の現状と課題の１行目に「人 口減少、高齢化、少子化が進み」と表記していたものを、一言にまとめ て「少子高齢化が進み」に文言を修正しております。それから同じペー ジの二つ目の○の「新型コロナウイルス感染症の蔓延により」という「蔓 延」が常用漢字でありませんでしたので、「まん延」と平仮名に変えてお ります。それから、同じ１２ページのこれからの基本方向の「(２) 地域に 根差した生涯学習の拠点施設、学びの場づくりに務めます」の「務めま す」を努力のほうの「努めます」に改めております。それから、１５ペー ジの郷土の文化財や伝統文化の保存、継承と活用の推進について、佐伯 城跡の国指定化を目指して、ずっと社会教育課のほうで申請しておりま した。当初は、「国指定化を目指します」という表記でしたが、昨年の１２ 月に、国指定を受ける答申をいただき、官報が３月、発行が来年度とな りますので、この部分につきましては、発行時点に文章をどちらの表記 にするか２案を提案させていただいて、動向を見て、変更させていただ きたいと考えております。同じく、１５ページのこれからの基本方向の 「(２) 文化財・伝統文化への理解を深め活用を推進します」ですが、「理 解を深める」の主語がありませんでしたので、「文化財・伝統文化に対す

	る市民」のという言葉をつけ加えております。それから、16 ページの主な取組の③に表がありますが、その表に「令和 5 年 1 月現在」という表記を入れております。それから、先ほど修正した「文化財・伝統文化に対する市民の理解」の部分が、主な取組の (2) にもかかってきますので、「に対する市民の」という表記を追加しております。 それから、16 ページの「(3) 行きたくなる歴史文化施設を目指す取組の推進」の「目指す」が平仮名表記でしたので、漢字表記で「目指す」というふうに変えております。それから 5 ページ目、答申案の 33 ページの米印の三つを数字で 123 に表記を変えております。それから、37 ページの「(3) 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備」の「②合理的配慮に基づく環境整備に努め、インクルーシブ教育の構築を目指す」となっておりましたが、「目指す」を削除して構築でとめております。7 ページをご覧ください。答申案 43 ページの用語解説の※ 8 の「4 者が協同」しての「協同」を働くという字を使って「協働」に修正しております。それから、素案では、52 ページの「豊かな教育環境の整備」のこれからの基本方向に (4) がありましたが、削除しております。続きまして 54 ページの現状と課題の最後から、2 行目の「教職員の資質・能力の向上を図る」とありましたが「・」をとって「資質能力」と続けております。それから、59 ページの用語解説の※ 2 の「学校評価の 4 点セット」の「学校家庭地域が取り組む事項を設定する様式のこと」となっておりましたが、「様式」を「マネジメントツール」に変更しております。それから 67 ページ「学ぶ意欲を支える社会教育施設の整備と活用」の現状と課題の 1 行目の冒頭の書き出しの文章の表記を変えております。それから最後、10 ページ目ですけれども、70 ページの「「地域教育」・「地域協働」の推進」の現状と課題の 3 行目の「子どもたちが健やかに育つには」となっておりましたところを「子どもたちの健やかな育ちは」という表記に変えております。 それから同じく 70 ページの現状と課題の 9 行目の一人親世帯の増加の前に「支援を要する」を追加しております。 それから 73 ページの「学校における人権教育の推進」の現状と課題の 2 行目最初の「外国人」を「外国人等」に変えております。 それから 75 ページの「地域における人権教育の推進」の現状と課題の 4 行目の後半の「L G B T Q」を「L G B T Q+」に変わっております。 最後が、78 ページの、「競技スポーツの向上と子どものスポーツ機会の充実」の 7 行目の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から」となっておりましたが、「結果では」という表記に変えております。
--	---

	修正点については以上です。
会長	今、たくさんの修正があったところは、基本的には、字句の修正とかをより分かりやすくしたとか、あるいは文脈のつながりをよくしたということであって良いですか。
教育総務課長	はい
会長	それでは、今、説明のあった修正点について、ご意見ご質問等ございますか。なければ別紙２の４ページの国史跡の指定については、この後の状況を見ながらどちらかの文章で表現されるというところは、事務局のほうに一任してよろしいですか。 全体的にこの別紙２について文言修正、分かりやすくしましたということについて何かご意見ご質問等ございますか。よろしいですか。
委員	(承認)
会長	ありがとうございます。では先ほどの栄養教諭のところをどのようにするかといったことがあったかと思しますので、事務局お願いします。
体育保健課長	体育保健課長の川野です。 先ほど飛弾校長先生そして板倉事務所長のほうからご指摘があった部分について、９ページの主な取組の「(2) 学校栄養教諭の」という記述の部分を「栄養教諭等」に修正をしたいと思っております。10ページのほうもあわせて、「栄養教諭等」ということで修正をお願いいたします。 板倉事務所長からご指摘のあった目標指標の目標値の説明につきましては、学校教育課長のほうから説明をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いします。
学校教育課長	学校教育課としては、将来的に栄養教諭の方が、少なくなることも十分想定されます。学校においては新しい学習指導要領の中で食の全体計画を必ず全ての学校でつくるという形になっていますので、家庭科とか保健体育とかを中心に、食育を学校の中で、担任の先生や教科の専門性のある方が指導しています。そこに、より専門性のある栄養教育の栄養教諭の方に入っていただき、数字をカウントしていきたいと思っています。 今回、重点項目の中に設けているので、例えば栄養教諭等という中に、栄養教諭、学校栄養職員だけでなく、例えば地元の食材を紹介してくれる食推協のおばちゃんたちが来てくれた授業をカウントしたり、生産者の人に来てもらって、生産者がどんな思いを持ちながらこういった食材を学校給食に提供していますよっていうような授業をカウントしたり柔軟に考えていく必要がありますし、そういった方々が来てもらった食育を充実させていくということが大事だろうなって考えていますので、貴重な意見としていただいた上で、栄養教諭等の中については少し

	幅広に考えた形でご理解をいただきたいと思います。
会長	ありがとうございます。「栄養教諭等」とすることによって、授業を行う教諭だけではなくて、ゲストティーチャーとかも含めて考えていくことでよろしいですか。 では、先ほどのご意見に対する修正をまとめていただいて、その形で最終的な答申案として、皆様方からのご承認をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。
委員	(承認)
会長	ありがとうございます。ご承認いただいたということで、この形で(案)を取って、審議会のほうで承認いただきました答申として、お返しできるのではないかと思います。それでは、今、皆様方からご協議いただいたところですが、修正のことがございますので、若干休憩を入れさせていただいてよろしいですか。それでは、11時半まで、休憩をさせていただきます。よろしくお願いします。
5. 答申	
教育総務課長	それでは、再開します。先ほどは、審議のほう、ありがとうございました。補足ですけれども、当面、議会まで若干時間もございますので、最終的な見直しの部分で、句読点など、その辺の軽微な修正は、事務局にお任せ願いたいと思います。それから、最終的な製本については、これまでの経過報告であったり、委員さんの名簿であったり、それから写真もまだ、増やしたり、デザインも第2次総合計画に合わせて、SDGsのデザインが入ったりとか、最終的な仕上げになりますので、よろしくお願いいたします。それでは、答申をいたします。宗岡教育長前にお願いします。
会長	佐伯市長期総合教育計画の策定について令和4年7月14日付けで諮問いただきました下記の事項について、別紙とおしり答申いたします。 令和5年2月1日、佐伯市長期総合計画審議会会長森竹啓介。よろしくお願いします。
教育長	ありがとうございました。
教育総務課長	会長挨拶のほうよろしくお願いします。
会長	昨年の暑い時期に始まりましたこの審議会も、今日をもって、無事、答申をお返しすることができました。大変ありがとうございました。委員の皆様におかれましては本当に熱心な協議あるいは円滑な進行へのご協力いただき本当にありがとうございます。また事務局の皆様におかれましては幾度となく修正をしてくださったり、資料を準備していただいたり大変ありがとうございました。

	本会の進行を仰せつかまりましたけれどもなかなかうまく行かずに時間延長をお願いしたり、いろいろなご迷惑かけたこともあったかと思います。ただ今回、皆様にお集まりいただいているんなご意見いただく中で、自分自身も佐伯市の教育についてまた改めて深く考えることができましたし、こういったことで、皆様方のご意見いただきながら、この答申を作り上げてきたことは大変勉強になりました。 改めて、皆様方のご協力に深くお礼申し上げます大変ありがとうございました。
6. 閉会	
教育部長	会長ありがとうございました。 本日いただきました答申につきましては、今月の教育委員会で承認をいただき、3月議会に提案をしたいと考えています。 最後に宗岡教育長からご挨拶を申し上げます。
教育長	皆様おはようございます。教育長の宗岡です。先ほど、森竹会長より、答申をいただきました。7月14日に諮問をさせていただきまして、半年にわたり、森竹会長、そして宮崎副会長はじめ委員の皆様方には、ご多忙の中、慎重な審議、あるいは会長がおっしゃられたように熱心なご討議をいただいたことに心より感謝を申し上げます。今日、議題にあったかとは思いますが、パブリックコメントについては、12月23日から1か月間募集し、11件という件数のご意見をいただきました。非常に多いなと思っていて、佐伯の教育に対する、市民の関心の高さを伺わせたものだと思っています。大変ありがたいと思っていますところでは。 諮問をさせていただいた折に、前期の計画から5年が経過し、時代の流れとともに前期の計画になかなかそぐわない部分が多く見えてきており、今後5年間の部分については審議会からの答申をいただきたいと思います。私としましては、2点について、新プランの中で重きを置いた部分がございます。1点は、今後5年間、この佐伯の教育に今どこに課題があって、こういったところに重点を置いて佐伯の教育を進めていくのかということが、市民の皆様に分かりやすいものにしたいと思いました。学校教育については教師の指針にもなるものでもありますので、説明責任を果たして、そして、5年後には佐伯の教育はこういうところを目指しているというところを明確に示したいという思いがありました。そういう意味から、今後、学校教育においては子どもたち、社会教育等においては市民の皆様方に、今日いただいた答申そしてこれに基づくプランを分かりやすい形で概要版あたりもつくっていく必要があるかなと思っていますところでは。二つ目は、持続可能な教育、ここをキ

	ーワードにしましたけれども、少子高齢化の中で、学校教育においては、子どもたちの減少、教員の不足、あるいは不登校の子どもたちの増加、それによって、戦後続いてきた、教育の制度、これが怪しくなってきたというなど感じておりますし、社会教育においては、限界集落という言葉がありますが、地域活動、ここが非常に大きな課題になってきていると。そういった意味で、今後、学校教育だけではなくて、この佐伯の人づくり教育というものが、持続可能なものであるにはどうあればいいのかというところも、この中にちりばめていきたいという思いがございました。そういう意味で、事務局のほうから報告も受けておりますが、皆様方に審議をいただいて、そういう部分もご討議をいただき、答申の中に入ってきているというふうに伺っております。大変感謝をしているところであります。 今後は、事務局から説明があったと思いますけれども、この答申に最大限の尊重をいたしまして、教育委員会での決定、議会での説明、そして4月1日から実行ということで、我々も、しっかりと、新しいプランに沿った佐伯の教育を進めていく所存でございます。 これまでの皆様方の、この会議における審議等に対しまして、感謝を申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。
教育部長	これをもちまして、当審議会は全ての日程を終了いたします。ここにお越しの皆様は市の総合計画だったりドリームプロジェクト会議だったり教育問題検討協議会だったりあるいは自治会だったり、いろんな場所で、佐伯で生まれ、佐伯で育って、佐伯で育っていく子どもたちを見守ってくださっている皆様だと思います。申すまでもなく、答申がゴールではなくてこれからが、本当のスタートで、何とかこの未来からの留学生である子どもたちを無事に未来に届ける責任が、私たちも大きいなと自覚しています。皆様長い間、本当にありがとうございました。お世話になりました。